(ニ)　保有目的
「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
(ホ)　対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約
保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
(ヘ)　共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(ハ)に準じて記載すること。
(ト)　提出者及び共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。
(チ)　上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第四条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「第四項まで」の下に「、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八」を、「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加える。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「第百九十四条の七第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、第二項中「第二十七条の三十五の規定による検査」の下に「（同法第百九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十四号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第四十一号までを二号ずつ繰り上げ、第四十二号を削り、第四十三号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

四十二　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

別表中第四十四号を第四十三号とし、第四十五号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げ、第五十号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）

別表中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の六号を加える。

六十　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）
六十一　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）
六十二　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）
六十三　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）
六十四　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）
六十五　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の項中「第四十八条」の下に「、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十一、第五十七条の十七第三項」を加え、同表資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の項の次に次のように加える。

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）	第二十一条第四項

別表第一金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の項中「第百十七条第一項第十四号」を「第百十七条第一項第十五号」に改める。

別表第三金融商品取引法の項中「第四十八条」の下に「、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十一、第五十七条の十七第三項」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	第二十一条第四項

別表第三金融商品取引業等に関する内閣府令の項中「第百十七条第一項第十四号」を「第百十七条第一項第十五号」に改める。

別表第四金融商品取引法の項中「第四十七条の三」の下に「、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十一、第五十七条の十七第三項」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	第二十一条第四項

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第八条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二十九条の四第一項第二号イからトまで」を「第八十二条第二項第三号イからヘまで」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十九条の四第一項第二号イからトまで」を「第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで」に改める。

第四十二条第二号中「代表権を有する支配人」を「代理権を有する支配人」に、「有する場合」を「有し、又は有することとなる場合」に、「の所有する」を「が取得し、又は所有する」に改める。

第四十七条第二項第六号中「にあっては」を「が株式の併合をする場合にあっては、」に改め、「又は」の下に「当該」を加える。

第五十四条第二項第一号イ(3)及び(4)並びにハ(3)中「第二十九条の四第一項第二号イからトまで」を「第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで」に改める。